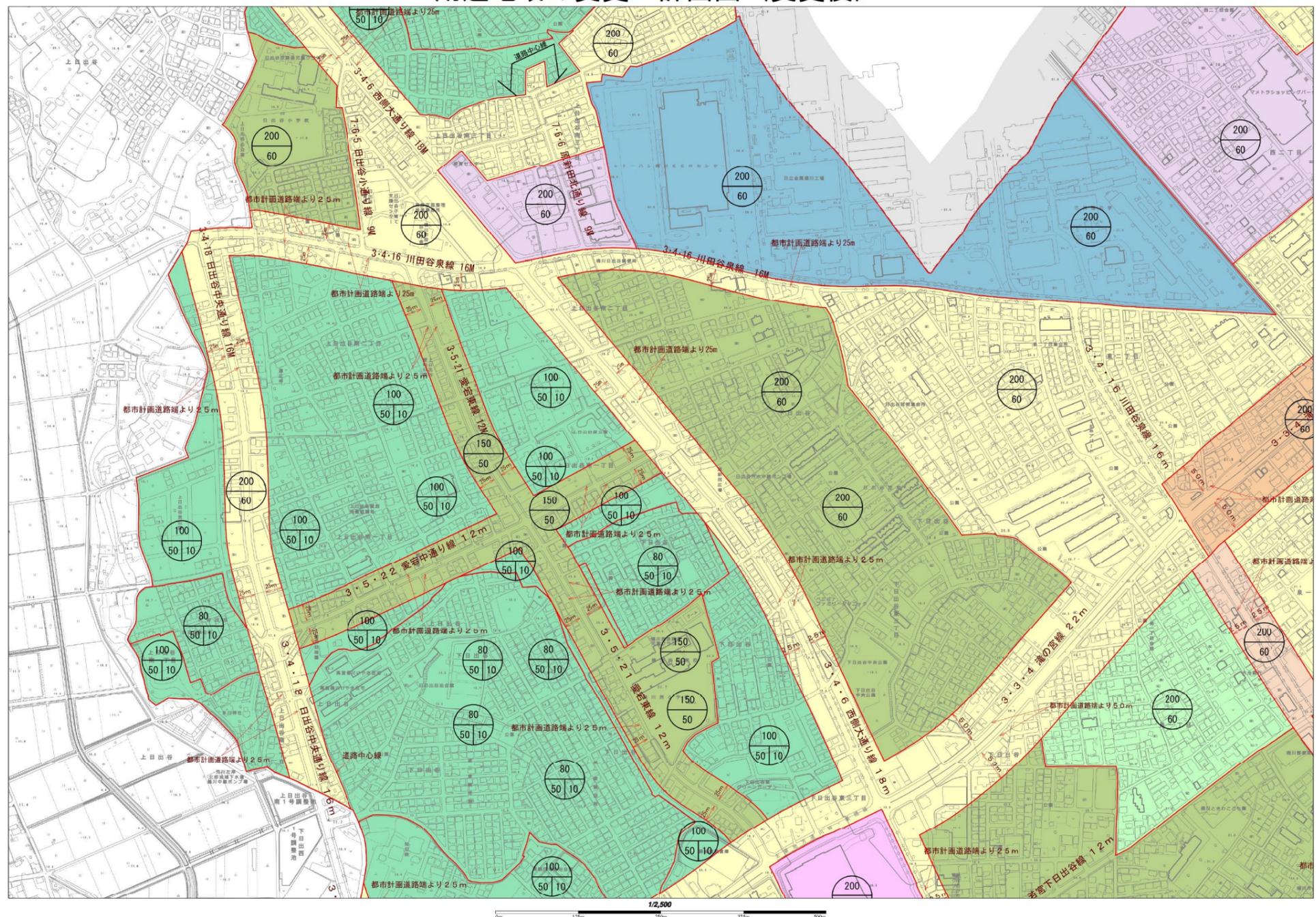






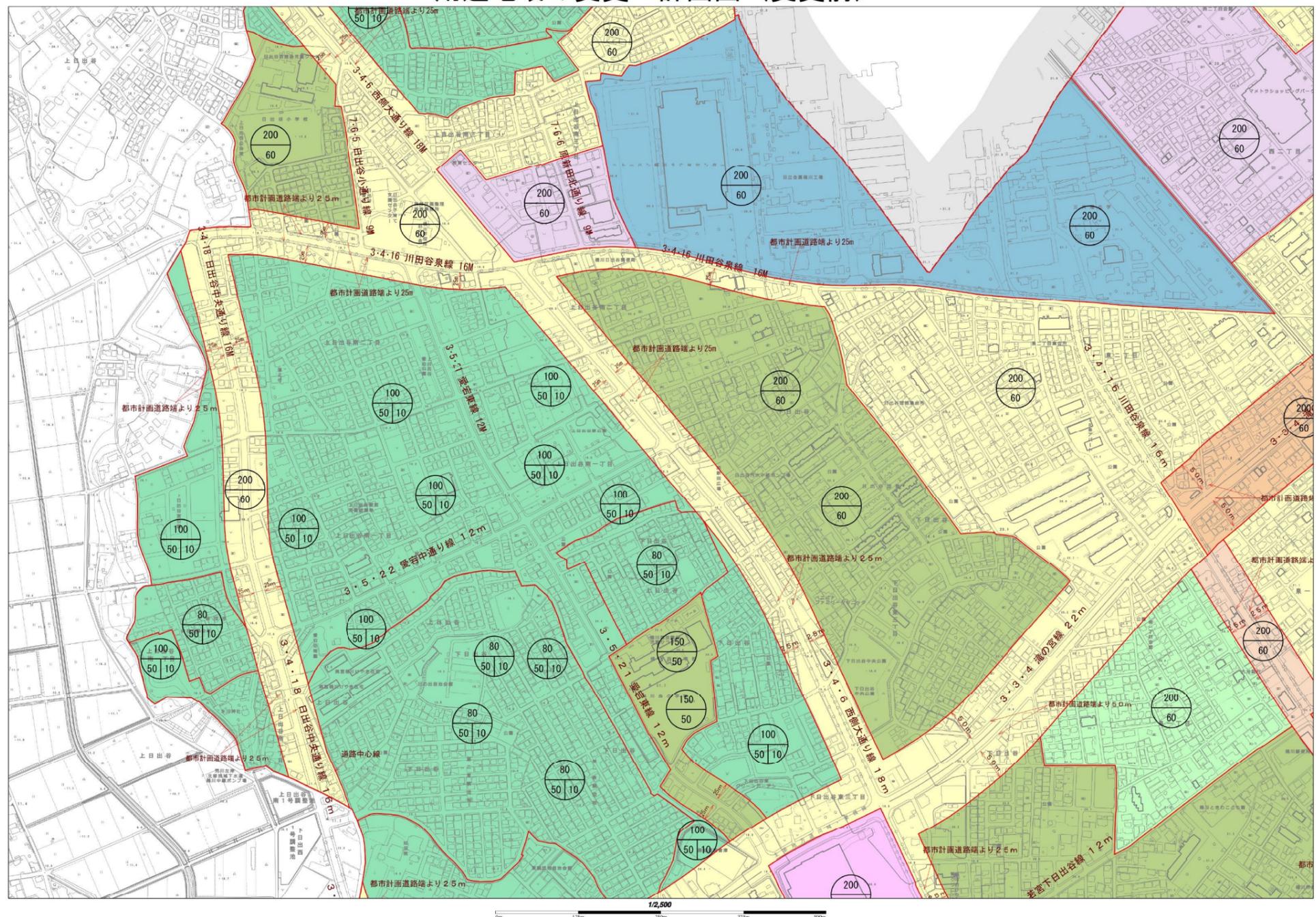
用途地域の変更 計画図(変更後)



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業専用地域

100 上段：容積率  
50 下段：建ぺい率

用途地域の変更 計画図 (変更前)



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業専用地域

100 上段：容積率  
50 下段：建ぺい率

資料 2 - 7  
(意見書の要旨)

桶川都市計画用途地域の変更に係る意見書の要旨及び市の処理方針

1 案の縦覧結果

縦覧期間	令和5年11月2日(木)から令和5年11月16日(木)まで
縦覧者数	1名
意見書提出数	1通(賛成:0通、反対:1通)

2 意見書の要旨及び市の処理方針

(意見書番号:受付順)

番号	意見書の要旨	市の処理方針
1	<p><b>■反対</b></p> <p>沿道地区について、色々な店舗ができる事は良いが、絶対高さ制限は、第一種低層住居専用地域と同じ10m以下に、特例として認めてください。</p>	<p>桶川市第六次総合計画では、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能なまちづくりを着実に推進するため、「歩いて暮らせるまちづくり」を土地利用の基本方針の一つとしています。また、桶川市都市計画マスタープランでは、愛宕東線や愛宕中通り線などの広幅員道路沿いの住居系用途地域において、後背地の住環境との調和に配慮しつつ、日常生活に必要な商業機能の立地など、住環境とのバランスを考えた土地利用を誘導することとしております。</p> <p>それらの方針に基づき、沿道地区については、既に第一種中高層住居専用地域を指定している桶川西小学校の南側の沿道部分と連続性を有することから、同様の第一種中高層住居専用地域へと変更するものです。</p> <p>なお、地区計画区域内においては、地区計画で高さの制限を設けるものです。</p>